

有限会社猫の手（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社猫の手（以下「事業所」という）が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、逗子市が条例等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 有限会社 猫の手

2 所在地 神奈川県逗子市逗子2-6-26 逗子駅前クリニックビル3階

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名（常勤兼務）

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2 計画作成責任者 1名以上（常勤兼務）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等を行う。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作

成等において必要なアセスメントのための訪問を行う。

3 オペレーター 提供時間を通じて1名以上（常勤兼務）

事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

4 訪問介護員

① 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 必要な人数

定期的な巡回により、排せつ、日常生活上の世話等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。

② 随時訪問サービスを提供する訪問介護員等 提供時間を通じて1名以上

利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。

5 事務職員

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日 365日とする。

2 営業時間 24時間とする。

3 サービス提供時間 24時間とする。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業内容）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成

（2）定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容

①利用者又はその家族に対する相談、助言等

②利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等

③定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく定期巡回による定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護）

④利用者からの随時の連絡に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護）

⑤主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等

(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料等)

第7条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の支払いを受けるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、事業実施地域を越えた地点からの実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

① 事業実施地域を越えた地点から片道おおむね5キロメートル未満 300円

② 事業実施地域を越えた地点から片道おおむね5キロメートル以上 600円

3 前2の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付するものとする。

4 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受け取るものとする。

5 法定代理受領サービスに該当しない指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、逗子市とする。

(衛生管理等)

第9条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

(苦情処理)

第10条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(緊急時等における対応)

第11条 訪問介護員等は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」や厚生労働省、神奈川県、逗子市からの通達・ガイドライン等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報は、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第13条 利用者から合鍵を預かる必要がある場合は、書面によりその取扱方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

- 2 預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管するものとする。
- 3 合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ連絡を行うとともに警察への届出等必要な措置を行うものとする。

(研修についての事項)

第14条 当事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア等の事項に関して、の研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3か月以内
- 2 継続研修 年5回以上

(秘密保持についての事項)

第15条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第16条 事業所は介護現場で働く職員の安全な労働環境を確保する為、優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要な範囲を超える要求等のハラスメントを防止する取組みを行う。

- 2 ハラスメントを防止するための従業者に対する研修の実施。
- 3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどに依り即座に対応し、再発防止策を検討する。
- 4 ラスメントと判断された場合には関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じる。
- 5 サービス提供中に、利用者が家族等による虐待を受けたと思われる場合は、速やかにこれを通報するものとする。。

(虐待防止に関する事項)

第17条 当事業所は虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待への迅速かつ適切な対応のため必要な措置を講じるものとする。

- 2 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を設置し、責任者を選任し、体制を整備する。
- 3 従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に資する研修等を実施する。
- 4 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする置

(事業継続計画)

第18条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第19条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営について留意事項)

第20条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は猫の手と事業所の管理者との協議に基づいて定める。